

第117回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時：平成27年2月26日（木） 午後2時から4時35分まで

2 場 所：プラザ菜の花 4階 楨会議室

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（7名）

懸田委員（書面）、鬼沢委員、土屋委員

木村委員、今関委員、安井委員、池邊委員（書面）

<事務局>

戸部商工労働部次長

経営支援課 山中副技監、

宮崎副主幹、國吉主査、下里主査、鈴木主事

4 開 会：

①審議案件概略説明

<事務局>

本日の審議案件は、旭市のコメリパワー旭店、長生村のホームプラザナフコ茂原長生店、横芝光町の（仮称）テックランド横芝光店の新設3件及び習志野市のロイヤルホームセンター習志野の変更1件、計4件の届出案件となっております。

この他に、報告案件として、臼井ショッピングセンターほか計2件が既存店舗の変更として、届出のあったもので、既に手続きを終えたものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

②成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

③県行政組織条例第32条第1項の規定により懸田会長が議長となるが、本日不在のため同条例第30条第3項の規定により、代理で土屋副会長が議長となった。

④議事録署名人選出（議長が木村委員と鬼沢委員の2名を指名した。）

5 議 事：

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見の審議は、次のとおりであった。

<土屋副会長>

本日の審議案件は新設案件3件、変更案件1件でございます。それでは審議案件1の、旭市のコメリパワー旭店につきまして事務局から説明をお願いします。

【審議案件1 コメリパワー旭店について】

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

懸田委員からの書面による意見は次のとおり。

県の意見なしという意見案は、妥当である。

池邊委員からの書面による意見は次のとおり。

敷地の緑化が0.7%と基準がない他の市町村に比べても少ない。

面積を増やすか、無理であれば、中高木以上の担保性のある樹木での対応を求める。

<土屋副会長>

それでは、ただいまの説明について何かご質問がございましたら、お願いします。

<土屋副会長>

緑地について、池邊委員の書面意見に「担保性のある樹木」とありましたが、どういう意味でしょうか。

<事務局>

枯れにくい樹木などを指しています。芝生などだと、管理が難しく、すぐ枯れて緑地でなくなってしまう、と池邊委員がよくおっしゃっています。

<土屋副会長>

歩行者の通路は、どこですか。

<事務局>

図面に歩行者通路が記載されていないので、詳細は設置者に確認する必要があります。

ますが、おそらく市道側の出入口を利用するのではないかと考えられます。なお、多くの方は車で来店されると思います。

<土屋副会長>

出入口2から入る車は、敷地の南側の通路のどこから駐車場に入れますか。

<事務局>

南側の通路から、どこからでも入ることができます。

<木村委員>

駐輪場について、資料に「附置義務なし」と書いていますが、どういう意味ですか。

<事務局>

市町村によっては立地法の指針の参考値である、店舗面積35㎡当たり1台よりも厳しい基準を条例で定めている場合があり、それを附置義務条例としていますが、今回の店舗については、その附置義務条例がない、という意味となります。

<土屋副会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方のご意見をいただきたいと思います。

まず、交通について安井委員からお願いします。

<安井委員>

事前に資料を拝見しました。周辺の交通にも余裕があるので、大きな影響はないと考えます。

<土屋副会長> 騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

営業時間と荷さばき時間が夜間に及びませんので、影響は軽微と考えます。

<土屋副会長> 廃棄物リサイクルについて、鬼沢委員からお願いします。

<鬼沢委員>

車で来る方が圧倒的に多いと思うので、マイバック持参での来店が割と可能と思います。レジ袋削減に努めていただきたい。

<土屋副会長> その他の委員の皆様、ご意見はございますか。

それでは、他にご意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見案については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なし。

<土屋副会長> それでは、そのように決定いたします。

【審議案件2 ホームプラザナフコ茂原長生店について】

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

懸田委員からの書面による意見は次のとおり。

県の意見なしという意見案は、妥当である。

池邊委員からの書面による意見は次のとおり。

緑地面積が3%であるが、長生村とも協議済みで問題なし。

<土屋副会長>

それでは、ただいまの説明について何かご質問がございましたら、お願いします。

<今関委員>

資料2ページに、交通への支障を回避するための方策として、「開店当初、年末等

の繁忙時には、開店から来客数が少なくなるまでの時間帯で、出入口付近に2名交通整理員を配置する」とあり、平日は置かないという趣旨と思われる記載がある。

一方、7ページの長生村からの意見への対応として、「開店当初や繁忙期等には臨時に交通誘導員を増加」との記載がある。これは、2名にさらに追加するということですか。

さらに8ページの住民等の意見への対応として、「通学時間帯の専門のセキュリティ要因の配備」との記載があるが、これはさらに追加ということですか。

<事務局>

2ページの記載は、村や住民から意見が出る前の当初計画での説明を記載しています。

村からの意見の結果、7ページの「増加する」との記載があるので、繁忙時は、2名プラスアルファの配置と考えています。

通学時間帯の配置についても、当初は予定がありませんでしたが、住民や村の意見を踏まえ、夏休み等長期休みや土日以外は、専門の警備員を配置すると聞いています。

<土屋副会長>

開店当初は臨時駐車場を確保するというので、計画がありますが、候補地はありますか。

<事務局>

具体的な場所は確認していませんが、周辺に空きスペースがいくつかあります。

<土屋副会長>

北側の経路の村道2-10号線の写真を撮影した理由は何ですか。

<事務局>

住民説明会などで、周辺住民の方からこのルートは幅が狭く、安全対策などについて、ご意見があったため、参考として撮影いたしました。

<土屋副会長>

国道の渋滞緩和を求める村からの意見への対応報告として、交通誘導員配置の記載があるが、渋滞緩和に役立ちますか。

<安井委員>

右折車両を抑制する等、効果があると思われます。

<木村委員>

入口1と出入口1の幅が同じである。出入両方あるものと、入口のみと、幅が同じであるのはなぜか。

<安井委員>

入口1は灯油売り場があるので、タンクローリーが入るために広いのではないか。

<事務局>

入口1と店舗との間に、灯油売り場があります。

<土屋副会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方のご意見をいただきたいと思います。

まず、交通について安井委員からお願いします。

<安井委員>

事前に資料を拝見しました。交差点にも余裕があり、特に問題ないと考えます。

<土屋副会長> 騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

営業時間と荷さばき時間が夜間に及ばないので問題ないと思いますが、昼間の等価騒音レベルが50デシベルを超えている所があるので、近隣から苦情があれば、素早く対応いただきたい。

<土屋副会長> 廃棄物リサイクルについて、鬼沢委員からお願いします。

<鬼沢委員>

細かく計画されていて、これは、大切なことです。社内研修の記載があり、とてもいいことなので、実施していただきたい。

<土屋副会長> その他の委員の皆様、ご意見はございますか。

それでは、他にご意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見案については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なし。

<土屋副会長> それでは、そのように決定いたします。

【審議案件3 (仮称) テックランド横芝光店について】

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

懸田委員からの書面による意見は次のとおり。

県の意見なしという意見案は、妥当である。

池邊委員からの書面による意見は次のとおり。

緑化面積は3.7%で少ないが、問題はない。計画書の街並みづくりのところに外周部には緑地を配置するとあるので、担保性のある樹木などの緑地を配置されたい。

<土屋副会長>

それでは、ただいまの説明について何かご質問がございましたら、お願いします。

<各委員> 特になし

<土屋副会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方のご意見をいただきたいと思います。
まず、交通について安井委員からお願いします。

<安井委員>

事前に資料を拝見しました。周辺の交通も余裕があり、特に問題ないと思います。

<土屋副会長> 騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

営業時間と荷さばき時間が夜間に及びませんので、影響は軽微と考えます。

<土屋副会長> 廃棄物リサイクルについて、鬼沢委員からお願いします。

<鬼沢委員>

かなり細かい計画があるので、計画通りに進めていただきたいと思います。

<土屋副会長> その他の委員の皆様、ご意見はございますか。

それでは、他にご意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見案については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なし。

<土屋副会長> それでは、そのように決定いたします。

【審議案件4 ロイヤルホームセンター習志野について】

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

懸田委員からの書面による意見は次のとおり。

県の意見なしという意見案は、妥当である。

池邊委員からの書面による意見は次のとおり。

緑化面積は3%と少ないが、習志野市との協議済みで問題なし。

<土屋副会長>

それでは、ただいまの説明について何かご質問がございましたら、お願いします。

<土屋副会長>

右折入出庫できるよう、右折レーンの設置を進めているとの話があったが、入口2か所とも設置するのか。

<事務局>

警察等との協議の結果によるため、まだ分かりません。右折レーンは設けても、出庫が認められるかどうかも分かりません。

<土屋副会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方のご意見をいただきたいと思います。

まず、交通について安井委員からお願いします。

<安井委員>

事前に資料を拝見しました。混雑する状態には近いが、まだ余裕があるので特に問題ないと思います。

<土屋副会長> 騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

増床だけで営業時間と荷さばき時間が変わりませんので、影響は軽微と考えます。

<土屋副会長> 廃棄物リサイクルについて、鬼沢委員からお願いします。

<鬼沢委員>

ホームセンターのレジ袋は大きめで、結果的には使用量が多くなるので、レジ袋削減に努めていただきたい。スーパーの1枚より大きいため、廃棄物が増えることにならないよう、お願いしたい。

<土屋副会長> その他の委員の皆様、ご意見はございますか。

それでは、他にご意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見案については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なし。

<土屋副会長> それでは、そのように決定いたします。

○ 議題（2）については、次のとおりであった。

報告案件の説明及び配布資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第118回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整のうえ決定することとした。

6 閉 会：午後4時35分閉会